

タイ保健省告示第435号への適合が確認可能な検査機関一覧（日本）①

- 日本においてタイ保健省の要求を満たす分析サービスを提供している検査分析機関は以下の通りです。

タイ保健省告示435号が求める検査分析項目は、包装の種類・使用条件により様々であり、全ての検査分析項目に対応していることを確認したわけではありません。

【日本においてタイ保健省の要求を満たす分析サービスの提供をしている検査機関】

検査機関名（五十音順）	問い合わせ先	備考
一般財団法人新日本検定協会	電話：045-273-1408 E-mail： sk-oversea@shinken.or.jp	中国の提携検査機関に検体を転送・分析を依頼することにより、タイ保健省の要求を満たす分析証明書の発行が可能
一般財団法人日本食品分析センター	タイ保健省告示第435号窓口 （多摩研究所） E-mail： tmh435@jfrl.or.jp TEL：042-372-6726	
SGSジャパン株式会社	050-1780-7910（部署代表番号） E-Mail： takashi.manabe@sgs.com （容器包装専任：眞鍋）	日本側にて試験受諾、グループ会社であるタイ・バンコクの試験所に検体を転送・分析を実施することにより、タイ保健省の要求を満たす分析証明書の発行が可能。サービス等ご相談はHPでも対応中。 タイ 食品接触材 プラスチック 関連法規 旧法猶予期間終了に関して（2025年6月17日迄） SGSジャパン株式会社
テュフラインランドジャパン株式会社	045-470-1850（東日本地域） 06-6355-5400（西日本地域） E-mail： info@jpn.tuv.com	グループ会社であるタイの試験所で検体の分析を実施することにより、タイ保健省の要求を満たす分析証明書の発行が可能。

※ 対応の可否や費用、日数、検査内容等の詳細については各機関にお問合せください。

タイ保健省告示第435号への適合が確認可能な検査機関一覧（日本）②

- タイ保健省告示435号に適合していることは、同告示が求める分析項目を満たしていれば、EUのプラスチック容器包装に関する規則（Regulation No. 10/2011）に基づく検査分析結果により証明することができます。
- すでにEU向けの検査分析結果をお持ちの場合は、タイ当局が求める分析結果として使用可能な場合がありますので、ご確認ください。
- EU規則に基づく検査分析サービスを提供している検査機関によっては、タイ当局が要求する分析結果を提供可能な場合がありますので、ご相談ください。

【日本においてEU規則に基づく検査分析サービスの提供をしている機関】

検査機関名（五十音順）	問い合わせ先	備考
株式会社 UL Japan （株式会社UL島津ラボトリー）	電話：075-803-0789 E-mail： ULShimadzu@ul.com	
ビューローベリタスジャパン株式会社	045-640-0661（消費財事業部） E-mail： cpstst.yok@bureauveritas.com	日本窓口にて試験受諾、当社タイ拠点の試験所に検体を転送・分析を実施することにより、EU規則に基づく分析証明書の発行が可能。タイ保健省の要求を満たす分析証明書の発行に関してもお問い合わせ可能。
ユーロフィン・プロダクト・ テストイング株式会社	045-780-3831	将来的に、告示第435号に基づく検査および分析に対応する可能性はあるものの、現時点において具体的な実施予定は未定。

※ 対応の可否や費用、日数等の詳細については各機関にお問合せください。

タイ食品医薬品委員会事務局が容認する検査結果①（政府機関）

- タイ食品医薬品委員会事務局は、タイ保健省告示435号を含む各種規制に適合することを証明するものとして、以下の政府機関によるものの検査結果を容認することとしています。
- 以下の機関において、タイ保健省告示435号が求める検査分析項目に対応したことを確認したわけではありません。対応の可否や費用、日数、検査内容等の詳細については各機関にお問い合わせください。

【タイ国内においてタイ保健省の要求を満たす分析サービスの提供をしている政府検査機関】

検査機関名	Websites
Bureau of Quality and Safety of Food, Department of Medical Science (DMSc), Ministry of Public Health	http://bqsf.dmsc.moph.go.th/bqsfWeb/index.php/service2/
Department of Science Service (DSS), Ministry of Higher Education, Science, Research and Innovation	https://foodcontact.dss.go.th/index.php/en/services/testing-services/plastics
Thailand Institute of Scientific and Technological Research (TISTR), Ministry of Higher Education, Science, Research and Innovation	https://www.tistr.or.th/group_IDS.php
Central Laboratory (Thailand) Co., Ltd.	https://www.centrallabthai.com/index.php/th/services/lab-testing/service-2

タイ食品医薬品委員会事務局が容認する検査結果② (国際規格制度に基づく試験所認証機関により認証された機関又は組織)

- ・ タイ食品医薬品委員会事務局は、タイ保健省告示435号を含む各種規制に適合することを証明するものとして、国際規格制度に基づく試験所認証機関により認証された機関又は組織によるものの検査結果を容認することとしています。
- ・ タイにおいては、以下のISO/IEC17025の認定機関から認証された機関が該当し、それぞれの機関が認証した機関は、各機関のウェブサイトにて確認可能です。
- ・ 各認証機関において、タイ保健省告示435号が求める検査分析項目に対応したことを確認したわけではありませんので、対応の可否や費用、日数、検査内容等の詳細については各機関にお問い合わせください。

【タイISO/IEC17025の認定機関（ウェブサイトで認証分析機関を参照可能）】

検査機関名（五十音順）	Websites
Bureau of Laboratory Quality Standards (BLQS), Department of Medical Sciences (DMSc), Ministry of Public Health	https://script.google.com/macros/s/AKfycby3Vt70kU8mBnWn51Gr6uhW3s7JaEYeqW8_RxUpX9mwabHTbKjSjHGnT-6I13JmgNDTJw/exec
Department of Science Service (DSS), Ministry of Higher Education, Science, Research and Innovation	http://labthai.dss.go.th/dss/report/actLab/report_actLab.php
Thai Industrial Standards Institute (TISI), Ministry of Industry	https://www.tisi.go.th/website/accreditation/lab_test

※ 対応の可否や費用、日数、検査内容等の詳細については各機関にお問い合わせください。